

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」の一部を改正する告示（案）及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」の一部を改正する告示（案）に関する意見募集について

令和6年3月27日  
個人情報保護委員会事務局

1 意見募集対象

- ・「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」の一部を改正する告示（案）
- ・「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」の一部を改正する告示（案）

※ 最終的な内容は、本案から変更される可能性があります。

2 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）からダウンロード  
(<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>)

- (2) 窓口での配布  
個人情報保護委員会事務局  
(東京都千代田区霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館32階)

3 意見提出期限

令和6年4月26日（金）まで（郵送の場合は同日消印有効）

4 意見の提出方法

以下のいずれかの方法で提出してください。

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用する場合  
e-Gov（<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の当該意見募集ページの意見フォームから、意見提出様式に掲げられた事項を記入の上、御提出ください。

御意見を提出する場合、御意見の対象となる箇所を明記してください。

- (2) 郵送を利用する場合

別紙意見提出様式に掲げられた事項を記入の上、下記住所に送付してください。

〒100-0013

東京都千代田区霞が関 3-2-1 霞が関コモンゲート西館32階

個人情報保護委員会事務局（監視・監督室） 宛て

封書の場合は、必ず封書表面に「マイナンバーガイドライン改正案に関する意見提出」と分かりやすい場所に記入してください。

(3) 電子メールを利用する場合

別紙意見提出様式に掲げられた事項を記入したファイルを添付した上、下記のメールアドレス宛てに送付してください。

メールアドレス：guidelines.bangou@ppc.go.jp

（件名は「マイナンバーガイドライン改正案に関する意見提出」としてください。）

5 留意事項

- (1) 御意見を正確に把握する必要があるため、電話等による御意見は受け付けません。
- (2) 御意見には、氏名（団体の場合は団体名、所属及び担当者名を記入）、電話番号又は電子メールアドレスを記入してください。なお、これらは、必要に応じて、御意見の具体的な内容を確認させていただく場合などのために任意で記入をお願いするものです。
- (3) 提出していただく御意見は日本語に限ります。
- (4) 意見募集対象としておりますのは、上記1に掲げる案に記載の今回改正を行う内容に関するものとなっております。改正の内容に関係の無い御意見につきましては、対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

6 その他

- (1) 皆様からお寄せいただいた御意見に関する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) お寄せいただいた御意見につきましては、改正の参考とさせていただくとともに、提出者の氏名等、個人を特定できる情報を除き、公表させていただく場合があります。
- (3) お寄せいただいた個人情報につきましては、御意見の内容確認等の連絡目的に限って利用し、適正な管理を行います。

（※ いただいたお問合せを踏まえ、記載の趣旨を明確にするため、6の(2)に、「個人を特定できる情報を除き、」との文言を追加しました（令和6年3月29日）。）

別紙 意見提出様式

氏名	(フリガナ)
所属	(団体名) (部署名)
電話番号 (又は) 電子メールアドレス	
御意見	(該当箇所) ガイドライン (事業者編) (案) の ページ ガイドライン (行政機関等編) (案) の ページ  (御意見)  (理由)

※用紙の大きさは日本産業規格A列4番とすること。別紙に記載する場合はページ番号を記載すること。

※御意見欄の(該当箇所)については、ガイドライン(事業者編)(案)、ガイドライン(行政機関等編)(案)のいずれかに○を付け、該当する条文番号、ページ等を記載してください。